平成２６年（フ）第１６０号
静岡県富士市中丸281番地の２
債務者　土屋のぞみ
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第２０８号
愛知県一宮市松降通８丁目22番地１　ことぶきマンション302号
債務者　山内　鉱治
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２３９号
奈良市八条町855番地の３　パークヒルＢ―101号
債務者　川那辺敦子
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第５８６号
千葉市花見川区幕張本郷３丁目８番１―406号
債務者　南村　彩佳
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６１０号
千葉市稲毛区小中台町1287番地　フェリースフジ102号
債務者　皆川　卓巳
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６５３号
千葉県市原市本郷1449番地１
債務者　佐久間　吉
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６６９号
千葉市稲毛区園生町949番地
債務者　清水　利恭
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７０７号
千葉県市原市岩崎２丁目12番地６
債務者　川﨑　誠二
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７３１号
千葉市緑区高津戸町２番地246
債務者　須藤　正男
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３５８号
兵庫県加古川市尾上町池田1820番地の18、従前の住所大阪府高槻市東五百住町２丁目37番４号
債務者　吉井　利惠（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第６１号
群馬県桐生市新里町新川497番地６　サンコーポ井野Ｂ―102号
債務者　松尾　俊哉
1　決定年月日時　平成26年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第４５６号
千葉市中央区大森町469番地１　ガーデンコート大森台206号
債務者　鈴木　祐二
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５０４号
千葉市緑区おゆみ野４丁目46番地４　シティハイムＭＳＫハイツＢ―101号
債務者　石井　美香
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５１８号
千葉県市原市五井東２丁目４番地１　北島ハイツ１―Ｂ
債務者　又吉　和男
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５２１号
千葉県船橋市海神６丁目11番５号　ピュアハウス102号
債務者　清水　高子（旧姓萩原）
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５３４号
千葉県市原市村上910番地１　プリムローズＡ―101
債務者　金子　準司
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５３６号
千葉県八千代市ゆりのき台７丁目15番地１　パークタナカ203号
債務者　藤堂貴栄子
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係